

ふじさん工業用水道事業
新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）

モニタリング基本計画書

令和6年（2024年）1月

静岡県企業局

目 次

第 1 総論	1
1 目的と位置付け.....	1
2 セルフモニタリングの実施.....	1
3 モニタリング対象.....	1
4 モニタリングの体制.....	2
5 モニタリング基本計画書の変更.....	2
6 モニタリングに要する費用負担.....	3
7 モニタリング結果の公表.....	3
第 2 モニタリングの実施	4
1 モニタリングの区分.....	4
2 モニタリング方法.....	4
3 提出書類.....	5
第 3 要求水準未達の場合の措置	6
1 違反レベルの認定.....	6
2 是正要求.....	7
3 是正指導.....	7
4 是正勧告.....	8
5 契約解除.....	8

第1 総論

1 目的と位置付け

本モニタリング基本計画書は、ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）（以下「本事業」という。）の運転・維持管理業務期間中、運転・維持管理事業者が、長期包括運営委託契約書（以下「包括委託契約」という。）並びに入札説明書等、要求水準書及び提案書類（以下「要求水準書等」という。）に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を安定的に充足できていることを確認するため、静岡県企業局（以下「県」という。）が行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

なお、本モニタリング基本計画書において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、入札説明書において定める意義を有する。

2 セルフモニタリングの実施

運転・維持管理事業者は、本モニタリング基本計画書及び提案時に行った提案内容に従い、包括委託契約の締結後速やかに、本事業におけるセルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順、実施頻度、実施結果の活用方法等を記載したセルフモニタリング実施計画書を策定し、県の承認を受けるものとする。

包括委託契約の締結時点でセルフモニタリングの詳細を合理的に定められない場合は、後日、運転・維持管理業務の開始 30 日前までに提出済みのセルフモニタリング実施計画書を修正し、県の承認を受けるものとする。

運転・維持管理事業者は、セルフモニタリング実施計画書に基づきセルフモニタリングを実施する。また、セルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング実施報告書を作成し、県の承認を受けるものとする。

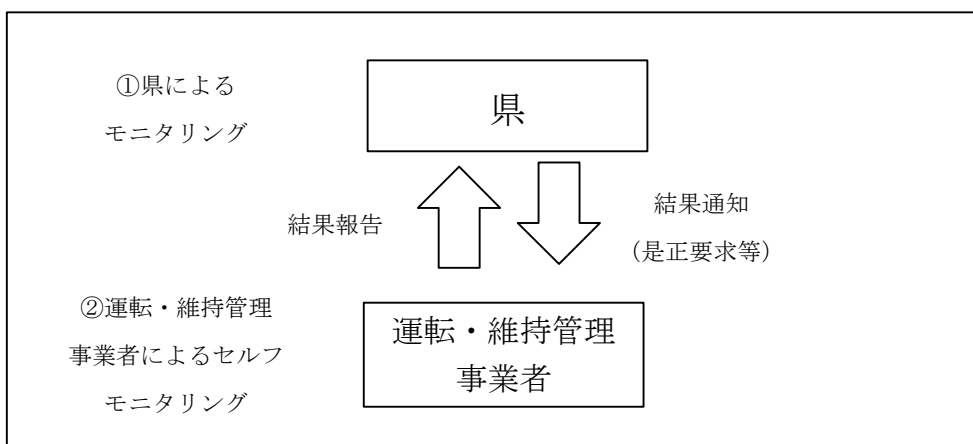
3 モニタリング対象

本事業におけるモニタリングの対象範囲は、運転・維持管理業務とする。

4 モニタリングの体制

モニタリングは、①県によるモニタリング、②運転・維持管理事業者によるセルフモニタリングにより構成される。

図表 1-1 モニタリングの体制



ア 県によるモニタリング

県は、運転・維持管理事業者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、書面、会議体、現地確認によりモニタリングを行う。

イ 運転・維持管理事業者によるセルフモニタリング

運転・維持管理事業者は、自らが作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき、要求水準の充足状況についてセルフモニタリングを行う。

5 モニタリング基本計画書の変更

県は、本事業の包括委託契約締結から運転・維持管理業務期間が終了するまでの間、合理的な理由がある場合には、本モニタリング基本計画書の変更を運転・維持管理事業者に請求することができる。また運転・維持管理事業者も同様の場合において、本モニタリング基本計画書の変更を県に申し出ることができる。

この場合において県又は運転・維持管理事業者は、あらかじめ運転・維持管理事業者又は県に対してその旨、変更理由及び協議の申し入れを記載した書面により通知するものとする。県又は運転・維持管理事業者は、当該通知を受理した場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならないものとする。なお、協議により変更した内容について合意した場合は、その合意内容を双方で書面をもって確認するものとする。

6 モニタリングに要する費用負担

モニタリングに要する費用については、県、運転・維持管理事業者、各々に発生した費用を各々が負担するものとする。

7 モニタリング結果の公表

県は本モニタリング基本計画書に基づくモニタリングの結果について、公表することができる。この場合において、運転・維持管理事業者は県に協力するものとする。

第2 モニタリングの実施

1 モニタリングの区分

要求水準の充足状況を確認するため、日常モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングを行う。

また、県が調達を行う電力及び薬品について、運転・維持管理事業者による使用量が適切な水準であるかを確認するため、電力・薬品使用量のモニタリングを行う。

2 モニタリング方法

(1) 日常モニタリング

運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務の遂行状況（週次）について、セルフモニタリング実施報告書（週次）としてとりまとめ、所定の期限までに県に提出し、承認を受けなければならない。

県又は運転・維持管理事業者が必要と認める場合は、会議体を通じて、運転・維持管理に関する課題、対応方針、進捗状況等を確認・共有する。なお、運転・維持管理業務期間の開始から2年間は、総括責任者の出席のもと、会議体による確認・共有を行うことを想定している。

書類及び会議体における確認の結果、県が必要と判断した場合又は運転・維持管理事業者が現地確認を要請した場合、県は必要に応じて現地確認を行う。運転・維持管理事業者は、県の現地確認に必要な協力を行わなければならない。

(2) 定期モニタリング

運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務の遂行状況（四半期）について、セルフモニタリング実施報告書（四半期）としてとりまとめ、所定の期限までに県に提出し、承認を受けなければならない。

県又は運転・維持管理事業者が必要と認める場合は、会議体を通じて、運転・維持管理に関する課題、対応方針、進捗状況等を確認・共有する。なお、運転・維持管理業務期間の開始から2年間は、総括責任者の出席のもと、会議体による確認・共有を行うことを想定している。

書類及び会議体における確認の結果、県が必要と判断した場合又は運転・維持管理事業者が現地確認を要請した場合、県は必要に応じて現地確認を行う。運転・維持管理事業者は、県の現地確認に必要な協力を行わなければならない。

(3) 随時モニタリング

運転・維持管理事業者は、対象施設・設備等に故障等の不具合が発生した場合は、速やかに事故報告書を県に提出し、承認を受けなければならない。また、後述する是正要求、是正指導又は是正勧告を県から受け、是正対応を行った場合は、県に通知し承認を受けなければならない。

ならない。この他、県が必要と認める場合には、県は運転・維持管理事業者に対して運転・維持管理業務の遂行状況について報告を求めることができるものとし、運転・維持管理事業者は、県の求めに応じて、必要な報告を行わなければならない。

県又は運転・維持管理事業者が必要と認める場合は、会議体を通じて、運転・維持管理に関する課題、対応方針、進捗状況等を確認・共有する。

県が必要と判断した場合又は運転・維持管理事業者が現地確認を要請した場合、県は必要に応じて現地確認を行う。運転・維持管理事業者は、県の現地確認に必要な協力を行わなければならない。

(4) 電力・薬品使用量のモニタリング

運転・維持管理事業者は、各年度の電力使用量原単位（年間電力使用量を年間送水量で除して算出する）及び単位水量当たり薬品費（年間薬品費総額を年間浄水量で除して算出する）を所定の期限までに県に報告し、確認を受けなければならない。

県は、運転・維持管理事業者からの報告を確認し、県直営時の実績、運転・維持管理事業者による前年度までの実績、当該年度の運転状況や原水水質等を踏まえ、電力使用量原単位又は単位水量あたり薬品費が著しく大きいと判断する場合には、運転・維持管理事業者に対して説明を求めることができる。

運転・維持管理事業者は、県から求められた場合には、電力使用量原単位又は単位水量あたり薬品費が当該水準となった理由について説明を行わなければならない。

3 提出書類

運転・維持管理事業者は、下表に示す提出書類及び報告事項を、それぞれの期限までに県に提出又は報告する。提出部数や体裁等については、県と協議の上決定するものとする。

図表 2-1 運転・維持管理に関する提出書類・報告事項

区分	提出書類・報告事項	提出・報告期限
日常モニタリング	セルフモニタリング実施報告書（週次）	翌週第1営業日まで
定期モニタリング	セルフモニタリング実施報告書（四半期）	各四半期終了翌月の5営業日以内
随時モニタリング	事故報告書	随時（故障等の不具合が発生した場合速やかに）
	是正対応完了通知	随時（是正対応を求められた場合速やかに）
	その他	随時（必要に応じて）
電力・薬品使用量のモニタリング	電力使用量原単位 単位水量当たり薬品費	翌年度4月の5営業日以内

（注記：提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで）

第3 要求水準未達の場合の措置

県は、運転・維持管理事業者による運転・維持管理業務の実施において、要求水準を充足していない（要求水準未達）と判断される事象が発生した場合、本モニタリング基本計画書の規定に従い、運転・維持管理事業者に対して、以下の措置を行うものとする。

1 違反レベルの認定

違反レベル及び各レベルに該当する事象の具体例は以下のとおりである。県は、違反レベルの認定にあたり、要求水準未達と判断される事象の発生経緯を運転・維持管理事業者に十分に確認し、当該事象が運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものであるかを慎重に判断する。

なお、第2の(4)に示す電力・薬品使用量のモニタリングについては、電力使用量原単位又は単位水量あたり薬品費が著しく大きいと県が判断した場合であっても、違反レベルの認定の対象には含まない。

図表 3-1 違反レベルとその基準

レベル1：	本事業の運転・維持管理に軽微な支障が生じた場合
レベル2：	水質の悪化や給水量の減少等、本事業の運転・維持管理に重大な支障が生じた場合
レベル3：	第三者の人命に係る事故等の発生、周辺環境に重大な悪影響を及ぼした場合等社会的な影響が重大な場合、重大な法令違反又は県に対する虚偽の報告を行った場合

図表 3-2 違反レベルの具体例

レベル	具体例
レベル1（軽微な違反）	<ul style="list-style-type: none">・ 業務の怠慢・ 業務内容に関する報告不備・ 関係者に対する連絡・対応不備・ 不注意に起因するトラブルの発生

レベル	具体例
レベル 2（重大な違反）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質の悪化（要求水準書に示す供給標準値からの逸脱） ・ 給水量の減少（水利権の範囲内でユーザー企業が必要とする量に対する不足） ・ 業務の未実施 ・ 故意による連絡・報告の不備（長期に渡る連絡不通等） ・ 安全措置の不備により運転・維持管理事業者（特別目的会社の場合には、特別目的会社から業務を受託する企業を含む）の従業員に生じた人身事故の発生 ・ レベル 1 に該当する場合では是正指導を経てなお是正が認められないと県が判断した場合等
レベル 3（契約解除事由）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者の人命に係る事故等の発生 ・ 周辺環境に重大な悪影響を及ぼす事象の発生 ・ 社会的な影響が重大な事象の発生 ・ 重大な法令違反 ・ 県に対する虚偽の報告を行った場合 ・ その他運転・維持管理事業者に起因してユーザー企業が撤退した場合等

2 是正要求

県は、要求水準を満たしていないと判断される事象がレベル 1 に該当する場合、運転・維持管理事業者に対して、文書により要求水準未達の是正を行うよう要求することができる。運転・維持管理事業者は、県から是正要求を受けた場合、速やかに是正対応を行う。

県は、運転・維持管理事業者から是正要求に対する対応の完了通知を受けた場合、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうか確認する。

県は、是正要求を行った場合は当該四半期のサービス対価の支払を保留し、随時モニタリングにより是正が行われたことを確認した後に支払を行う（これに伴う遅延損害金は支払わない）。ただし、是正対応に要する期間が長く、サービス対価の支払を留保することにより運転・維持管理事業者の健全な経営への影響が懸念される場合には、県はサービス対価の支払時期等について協議に応じるものとする。

3 是正指導

県は、是正要求を行った場合であって運転・維持管理事業者による是正対応後も要求水準が満たされていないと認められる場合は、運転・維持管理事業者に対して、文書により要求水準未達の是正を行うよう指導することができる。この場合、県は、要求水準違反違約金として、是正指導 1 件につき 50 万円の支払いを運転・維持管理事業者に対して請求できる。

運転・維持管理事業者は、県から是正指導を受けた場合、県と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得た上で、速やかに是正対応を行う。

県は、運転・維持管理事業者から是正指導に対する対応の完了通知を受領し、又は是正期限が到来した場合、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうか確認する。

県は、是正指導を行った場合は当該四半期のサービス対価の支払を保留し、随時モニタリングにより是正が行われたことを確認した後に支払を行う（これに伴う遅延損害金は支払わない）。その際、要求水準違反違約金を当該四半期のサービス対価と相殺させることにより、当該四半期のサービス対価を減額する。ただし、是正対応に要する期間が長く、サービス対価の支払を留保することにより運転・維持管理事業者の健全な経営への影響が懸念される場合には、県はサービス対価の支払時期及び要求水準違反違約金の相殺方法等について協議に応じるものとする。

4 是正勧告

県は、要求水準を満たしていないと判断される事象がレベル2に該当する場合又はレベル1に該当する場合では是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと認められる場合は、運転・維持管理事業者に対して書面により業務の是正勧告を行う。この場合、県は、要求水準違反違約金として、是正勧告1件につき、200万円の支払いを運転・維持管理事業者に対して請求できる。

運転・維持管理事業者は、県から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な対応を施すとともに、県と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得た上で、速やかに是正対応を行うものとする。

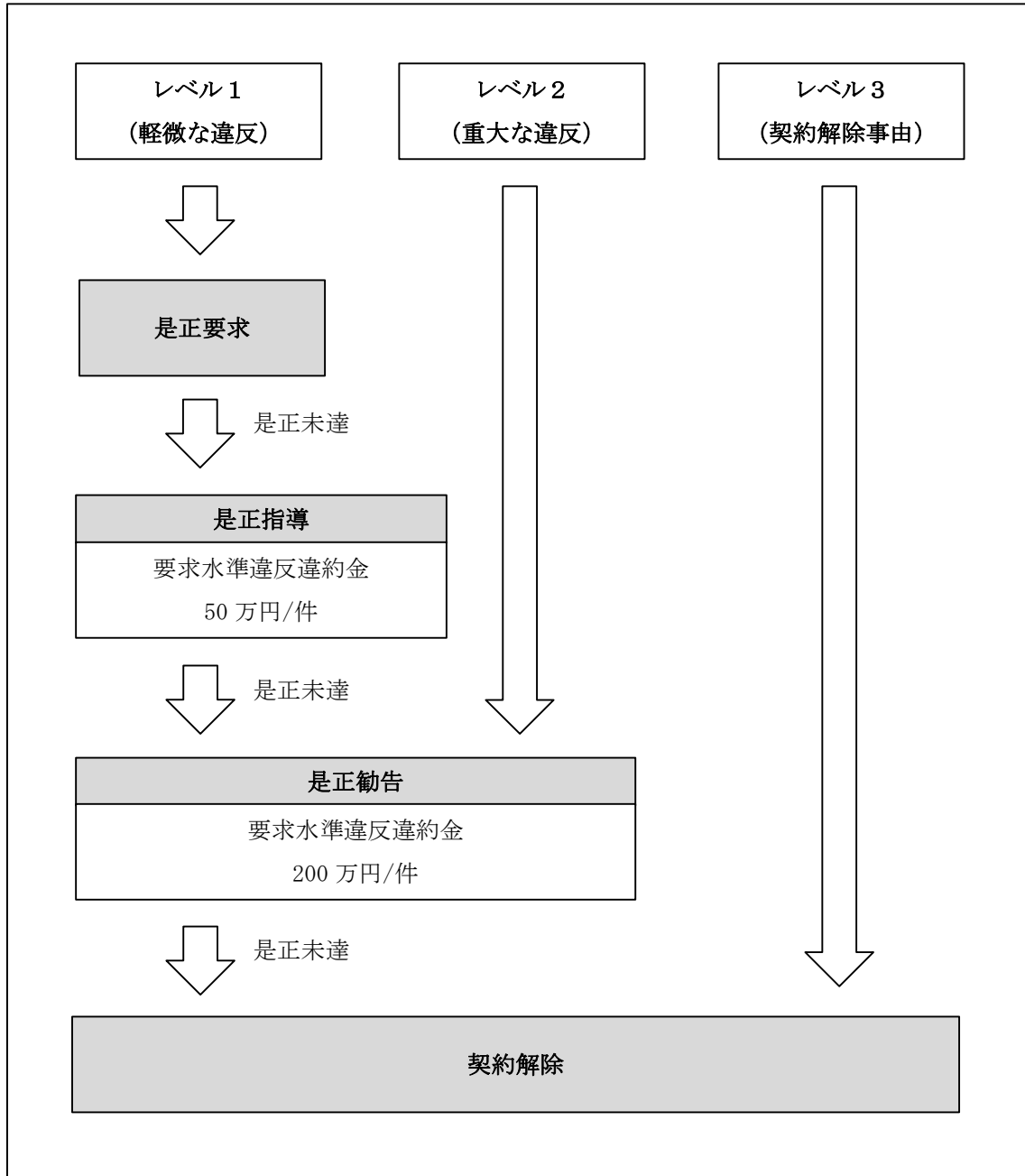
県は、運転・維持管理事業者から是正勧告に対する対応の完了通知を受領し、又は是正期限が到来した場合、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうか確認する。

県は、是正勧告を行った場合は当該四半期のサービス対価の支払を保留し、随時モニタリングにより是正が行われたことを確認した後に支払を行う（これに伴う遅延損害金は支払わない）。その際、要求水準違反違約金を当該四半期のサービス対価と相殺させることにより、当該四半期のサービス対価を減額する。ただし、是正対応に要する期間が長く、サービス対価の支払を留保することにより運転・維持管理事業者の健全な経営への影響が懸念される場合には、県はサービス対価の支払時期及び要求水準違反違約金の相殺方法等について協議に応じるものとする。

5 契約解除

県は、要求水準を満たしていないと判断される事象がレベル3に該当する場合、その他包括委託契約に定める契約解除事由に該当する場合、運転・維持管理事業者に対して書面により通知した上で、包括委託契約の全部又は一部を解除することができる。

図表 3-3 要求水準未達時の措置の全体像



以上